松戸市教育委員会会議録

平成28年5月定例会

開会	平成28年5月11日 (水) 14時00分	閉:	会	平成28年	F5月11日	(水) 16 時:	20分
署名委員	教育長 伊藤 純一		委	員	武田	司	
出席委員 氏名	教育長 伊藤 純一	\bigcirc	委	員	伊藤	誠	\bigcirc
	教育長職務代理者 山田 達郎	\bigcirc	委	員	市場	卓	×
	委 員 松田素行	\circ	委	員	武田	司	\circ
出席職員	内訳別紙のとおり						
提出議案	内訳別紙のとおり						
特記事項							

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成28年5月定例教育委員会

						十八 乙	8年5月定位	外教 月多	7月四
No.	部課名 及	び 職制名	氏	名	No.	部課名 及	び職制名	氏	名
1	生涯学習部	部長	鈴木	三津代	21	市民会館	参事補	大村	雅英
2	学校教育部	部長	鈴木	孝則	22	IJ	主幹	横尾	和彦
3	学校教育部	参事監	胡内	敦司	23	生涯学習推進調	果課長	林	総太朗
4	教育企画課	課長	宮間	秀二	24	IJ	青少年会館長	中野	幸子
5	IJ	専門監	加藤	将秀	25	IJ	課長補佐	小野寺	・くみ子
6	"	課長補佐	大西	真	26	指導課	課長	波田	寿一
7	"	主査	藤中	孝一	27	IJ	課長補佐	菊地	聖子
8	"	主査	橋本	欣之	28	IJ	課長補佐	後藤	忠幸
9	IJ	主事	伊藤	翔	29	教育研究所	所長	阿曽	祐康
10	社会教育課	課長	嶋野	嘉之	30	IJ	所長補佐	山中	一廣
11	IJ	課長補佐	東海	和代	31	IJ	指導主事	椎橋	克夫
12	IJ	主査	花嶋	美生	32				
13	IJ	主査	齊藤	真一	33				
14	IJ	主事	齋藤	亜樹子	34				
15	IJ	主事	松木	貴裕	35				
16	スポーツ課	課長	田岡	等	36				
17	IJ	課長補佐	小幡	健二	37				
18	11	主幹	菊地	俊一	38				
19	11	主事	飯島	匠	39				
20	市民会館	館長	橋本	勝行	40				

平成28年5月定例教育委員会会議 議題目次

(1)	議案							
1	議案第3号							
	松戸市市民会館条例の一部を改正する条例	0						
	制定について	(市民会館)	p 1					
2	議案第4号							
	平成29年度に使用する松戸市教科用図書	E (7)						
	採択に関する方針について	(指導課)	••• p 4					
3	議案第5号							
	松戸市教育功労者の表彰について	(指導課)	••• р 9					
4	議案第6号							
	松戸市教育功労者の表彰について	(スポーツ課)	••• p 11					
(5)	議案第7号							
	松戸市スポーツ推進審議会委員の							
	委嘱について	(スポーツ課)	••• p 14					
6	議案第8号							
	松戸市教育支援委員会委員の委嘱について	(教育研究所)	••• p 16					
7	議案第9号							
	松戸市公民館運営審議会委員の							
	委嘱について	(生涯学習推進課)	••• p 21					
8	議案第10号							
	松戸市社会教育委員の委嘱について	(社会教育課)	••• p 23					
9	議案第11号							
	松戸市文化財審議会委員の委嘱について	(社会教育課)	••• p 25					
10	議案第12号							
	松戸市教育功労者の表彰について	(社会教育課)	••• p 27					

⑪ 議案第13号

松戸市図書館整備計画審議会条例を

廃止する条例の制定について

(社会教育課) · · · p 30

② 議案第14号

松戸市指定文化財審議会に対する

諮問について

(社会教育課) ・・・ p 34

(2) その他

教育長 それでは、傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に、7名の方から傍聴したい旨の申し出があります。

松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。 なお、これ以降、傍聴の申し出がある場合には、事務局への受け付けをもって許可にかえ ることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

◎開 会

教育長 ただいまから平成28年5月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を武田委員にお願いいたします。よろしくお願い します。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は議案12件となっております。

では、ここからの議事進行を山田教育長職務代理者にお願いします。

◎議案第3号

教育長職務代理者 それでは、日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

初めに、議案第3号「松戸市民会館条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたます。

市民会館長、お願いいたします。

市民会館長 市民会館長の橋本です。

議案第3号「松戸市民会館条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明させていた だきます。

資料1ページをお願いいたします。

提案理由ですが、液晶プロジェクターの使用料を定めるとともに、プラネタリウム室使用料の免除規定を設けることにより、利用機会の拡充を図るものでございます。

3ページをお願いいたします。

議案第3号参考資料として、新旧対照条文を載せさせていただきました。

平成28年度の予算で、長年要求しておりましたプロジェクターの購入予算がつきました。 今後、プロジェクターの貸し出しに伴い、備品使用料を徴収することとなります。市民会館 の備品使用料は、座布団からピアノ、照明まで、全て条例で定められております。そのため、 今回新たにプロジェクターの使用料を徴収するために、条例の一部改正が必要となりました。 1区分1,080円で設定させていただきました。

もう1点は、現在、市民会館条例のプラネタリウム室の使用料に免除規定がございません。このため、日々のプラネタリウム室の運営で支障が出てきましたので、免除規定を追加する条例の一部改正でございます。例えば、公立の小学校の学習団体等への引率の先生につきましては、市が直接に使用する場合には無料とする規定がございますので、免除しております。私立の小学校では免除の規定がないため、引率の先生については使用料をいただくこととなります。幼稚園、保育園、学童保育や子ども会でも同様でございます。また、障害者手帳等の交付を受けている方や、その介助者の方も免除規定がございません。今回、プロジェクターの使用料のために条例の一部改正をしますので、この機会にプラネタリウム室の使用料で、市長が特に必要と認めたときに免除することができるという免除規定をあわせて提案させていただきました。

平成28年7月1日からの施行予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第3号につきましては、ただいまの説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか。

武田委員。

武田委員 今のご説明だと、免除規定をより拡充するということですよね。それは、明確に上

がってくるというのはどの段階で、市長が特に必要と認めた場合というのの具体的なところ は。

教育長職務代理者 市民会館長、お願いします。

市民会館長 通常ですが、まず今回、条例改正ということで議会に諮らせていただいて、もし この条例が通ったということになりますと、次に市民会館施行規則の中で、市長が特に認め たものは何かというものを具体的に載せていく予定でございます。

今のところ、先ほどお話しさせていただいた中学生以下の団体等の際の引率者、障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を交付されている方とその介助者、あとは70才以上の方、それと通所介護施設などのデイサービスで団体投影に来られた方の利用されている方と、あわせて介護人の方、最近この方々が増えています。バスとかが施設にありますので、ご観覧されることがあります。後は、県民の日に使用される際には無料という……一応これは、あくまでも条例が通った後に、改めてもう一度、市長決裁などを上げるような形になるかと思います。

以上でございます。

教育長職務代理者 よろしいですか。

武田委員 はい、わかりました。

教育長職務代理者 この場では条例の改正をすると。その後、規則を受けて、それの改正の作業に入って具体化していくと。

松田委員。

松田委員 ちょっと今のことで質問なんですが、今のご説明だと、施行規則で、特に必要と認めたときというのを成文化していくということですか。

教育長職務代理者 市民会館長。

市民会館長 さようでございます。

松田委員 そうした場合、これ、特に必要と認めたときではなくて、別に定めるというふうな 意味合いになりますか。

教育長職務代理者 市民会館長。

市民会館長 通常、私どものほう、2館とかもほかにもあるんですけれども、このような言い 方をさせていただいております。

松田委員 わかりました。慣例ならば、それで結構です。

市民会館長 追加で申しわけないんですけれども、先ほど何点か申し上げましたけれども、そ

の規則の中にも、特に市長が認めたものということで、想定外のものについて文言を載せさせていただいております。

松田委員 わかりました。ちょっと一般的にはなじまないなというふうに思ったものですから、 もし成文化するのであれば、別に定めるとしたほうが、条文としては適切なのかなと思った ものですから、質問させていただきました。

じゃ、別な質問でよろしいでしょうか。今のはいいです。

教育長職務代理者 いいですか。じゃ、それは意見として。

松田委員はい、それで結構です。

教育長職務代理者 じゃ、別の点にしましょうか。

松田委員 別な質問をさせていただきます。

まず、2点あるんですが、1つ目は簡単なほうなんですが、別表第2のほうに「映写装置 16m/m」とあるんですが、これはどういう単位なんでしょうか。これを教えていただきたいというのと、それから、2点目ですが、この使用料が1,080円と決定したとご提案があったんですが、この使用料というものについて、市民会館では、額の適切性というようなものをどのように判断していらっしゃるのか、それをお聞きしたいと思います。

教育長職務代理者 市民会館長。

市民会館長 これ、印刷なのかな、つくられた方がちょっと間違えたのかもしれませんけれど も、フィルムの幅で16ミリの映写機になります。16ミリ、32ミリ、8ミリとかとあったかと 思いますけれども、16ミリのフィルムのサイズを映すための映写装置になります。

あと、プロジェクターの金額1,080円にした理由といいますのは、かつて映写するために 使っていた装置と同じ金額にさせていただいたわけでございます。

教育長職務代理者 じゃ、これは16ミリ。

市民会館長 16ミリです。

教育長職務代理者 16ミリをこういう表記で、ふだん、間違いではないということですね。訂正じゃないということで。

市民会館長 ないです。

松田委員 間違いではないんですか。こういう表記があるんですか。私は初めてなんですけれ ども。

教育長職務代理者 どうぞ。

市民会館参事補 条例の改正に当たりましては、法規審査をいたしまして、それで、ほかの社

会教育施設、戸定歴史館とか博物館とか、そういったものとすり合わせをした上で改正を図っておりまして、今ご質問のありました16ミリにつきましては、従前から例規集のほうにこのような形で載っておりますので、間違いではございません。

松田委員 わかりました。ちょっとこだわるわけじゃないんですが、そうすると、この「/」 というのは何を意味しているのでしょう。

市民会館参事補 調べた上で、後ほど資料のほうを提供させていただきたいと思います。 教育長職務代理者 技術的なところで。

松田委員 算数とか数学と非常に重要な関係があります。これを16ミリとして、例えば小学生、中学生に教えるというのは、難しい問題をかかえる気がします。私は初めてこういう表記を目にするものですから、質問させていただきました。

じゃ、もう1点のほうを。

教育長職務代理者 お願いいたします。

市民会館参事補 今回購入するプロジェクターの備品使用料の算定につきましては、基本的には、ほかの公共施設、市民劇場とか参考にしまして、そのほか、映写装置とか、そういったものを参考にしております。今、大変機能的にすぐれたものが、どんどん技術革新で販売されていまして、小さいけれども高性能のものが購入されまして、このような単価で決めさせていただいております。

以上です。

教育長職務代理者 確認です。液晶プロジェクターというのは、いわゆる、白いところに映し 出すプロジェクターのことですか。じゃなくて、液晶の装置になっているんですか。通常の、 いわゆるプロジェクターといって、光を出して投影するものですよね。

市民会館長 おっしゃっているとおりで、例えば講演会とかで、パソコンに接続して映像を見ながら講演会をやったり、そのときに使うものになります。今回、予算的には余り多額のお金をいただいておりませんので、残念ながら、市民会館、映画とかもできる施設でございますけれども、今回は金額的なものを見ると、買えるのは講演会等に使われるような、映画とか動画とかを見るものではなくて、そういったものになろうかと思います。

教育長職務代理者 会議室で使うようなものですね。

市民会館長 そうです、はい。

教育長職務代理者 わかりました。

そのほか。

伊藤委員。

伊藤委員 ちょっと先ほどの問題に戻らせていただくんですけれども、7条の2の具体的な手順についてお聞きしたいんですが、そうすると、ある団体がプラネタリウム室を使いたいというときは、申請書を書いて提出したときに、私どものほうは使用料を免除してほしいとか、そういう気持ちを申請のときに示すんでしょうか。それとも、そんなことなく、一律に、申請があった場合に市のほうで判断して、これは使用料を免除しましょうとか、あるいは免除しないとか、そういうふうに判断されるのかという点について、お聞きしたいんですけれども。

教育長職務代理者 市民会館長。

市民会館長 これも、法規の方と今相談しているところなんですけれども、ほかの施設等を見ますと、使用料の免除を受けようとする者で、先ほど言いました条件に該当する者は、あらかじめプラネタリウム室使用料免除申請書を市長に提出し、承認を得なければならないというような文言が、先ほどの規則のほうに入れられるかと思います。

教育長職務代理者 伊藤委員。

伊藤委員 そうすると、我々のほうでそれに該当する団体ではないかなと思っても、そういう 申請書を出さなければ認められないというふうに理解してよろしいんでしょうか。

教育長職務代理者 会館長、お願いします。

市民会館長 今回の場合は、団体等へという形で、各施設ごとの団体さんになりますから、あらかじめ予約制になります。ですから、予約の段階でお名前とか、どういった施設か、どういういった方々が来られるのかとお話を聞いた上で、申請書の提出をお願いしますというような話はその場でできるかと思います。ただ、唯一、身体障害者関係なんですけれども、こちらについては、個人で身体障害者の方が介助者と2人でお見えになった場合は、手帳だけ提示していただければ、そのまま無料というような形を考えております。

教育長職務代理者 伊藤委員。

伊藤委員 今の説明で大体理解できたんですけれども、なるべく、こういうことを知らなかったのでお金を払わざるを得なかったというようなことがないようにしていただければというふうに思います。

教育長職務代理者 そのほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 ないようでございますので、これをもちまして、質疑及び討論は終結と いたします。

これより、議案第3号を採決いたします。

議案第3号につきましては、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第3号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第4号

教育長職務代理者 次に、議案第4号「平成29年度に使用する松戸市教科用図書の採択に関する方針について」を議題といたします。

では、ご説明をお願いいたします。

指導課長、お願いします。

指導課長 指導課の波田でございます。よろしくお願いいたします。

では、議案第4号「平成29年度に使用する松戸市教科用図書の採択に関する方針について」の承認を求めるものでございます。

提案理由につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第 5項の規定に基づき、平成29年度に使用する松戸市の教科用図書の適正な採択に関する方針 を決定するためでございます。

平成29年度から使用される小学校及び中学校の教科用図書につきましては、それぞれ平成26年度、平成27年度が採択年度であったため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令15条により、4年間同一の教科書を採択する期間中でございますので、小・中学校ともに、今年度と同様の教科用図書を採択いたします。ただし、学校教育法の附則第9条に規定する特別支援学級で使用される教科用図書につきましては、同法施行令同条により、検定教科用図書の規定から除かれるため、毎年採択することになります。

以上を踏まえまして、平成29年度松戸市立小・中学校で使用する教科用図書の採択を実施するために、教科用図書の採択に関する方針についてご承認をいただくものでございます。

では、5ページをごらんください。

まず、目的につきましては、記載のとおり、法の規定に基づき、松戸市教育委員会が平成 29年度に松戸市立小・中学校で使用する教科用図書を適正に採択するものでございます。 なお、小学校及び中学校につきましては、平成28年度使用の教科用図書と同一のものとい たします。

次に、2、採択の基本方針でございますが、法に従いまして、東葛飾西部採択地区内にある他市と協議の上、種目ごとに同一のものを採択するものといたします。

続きまして、協議会規則の遵守でございます。

協議会規則につきましては、7ページ、8ページに記載のとおりで、昨年度と同様でございます。

なお、平成29年度東葛飾西部採択地区協議会の事務局は野田市になります。

続きまして、4、協議会の委員につきまして、(1)並びに(2)に記載のとおり、松戸 市からは、教育長を初め6名の委員となります。

次に、5、候補図書の公表でございますが、各委員が推薦しました候補となります教科用 図書についての公開はいたしません。

6、採択図書の決定につきまして、協議会が種目ごとに選定いたしました教科用図書について、改めて松戸市教育委員会会議でこれを採択いたします。

7、情報の開示につきましては、協議会で提示されました文書及び選定された委員の職及 び氏名等について、松戸市教育委員会が教科用図書を採択するまでは開示しないものといた します。

なお、松戸市の採択は、教育委員会会議8月の定例会となる予定でございます。

また、松戸市の教科用図書の選定の基本的な観点につきましては6ページのとおりで、内容といたしまして7項目、組織・配列で3項目、表現について2項目、造本について2項目でございます。

以上、平成29年度松戸市立小中学校使用教科用図書に関する採択の方針について承認を求めるものでございます。ご審議よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第4号については、ただいまの説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

さて、いかがでしょうか。

昨日たまたま、東葛地区の教育委員の協議会の総会がございました。教育委員としては会 うことはできましたけれども、この場は、学校の先生方、それから父母の代表の方も入られ て6名、松戸市からは行くということでございます。

松田委員。

松田委員 一つ確認なんですが、この教科用図書の採択は、あくまで教育委員会ということで よろしいですね。

そうしますと、1番目の目的なんですが、このなお書きは、非常に位置づけとしてはおかしくないかというのが質問です。同一のものを使用するということが目的になっているとするならば、協議をする必要は全くなくなってくるわけで、同一のものを使用するためにその会議をするというようなものは、何かちょっとおかしな話ではないかなというような気がいたします。この辺は方針に移るのかなと思います。

それから、今説明を受けたところによりますと、このなお書きの部分ですが、小学校及び中学校については同一のものを使用するというふうにありましたけれども、特殊学級については別なわけですから、こういう表現でいいのかどうか、確認させていただきます。

指導課長 まず、一番最初の教育委員会が最終決定するというのは、そのとおりでございます。 続きまして、目的の「なお」以降の文言につきましては、先ほど申し上げたとおり、法に のっとって、同じ4年間の採択期間中であるというような意味合いを改めてここに記載させ ていただいたということでございますが、今のご案内のとおり、改善する余地があれば、こ の後、ちょっと検討してまいりたいとなというふうに思っております。

それから、特別支援学級で使用する、いわゆる附則9条本の一般図書については、先ほど申し上げた法の中で、一定期間の中の4年間の期間の中で除外されるということでございますので、毎年新たな一般図書が選定の対象になってまいりますので、それについて採択をするというのが今年度の大きな趣旨でございますので、そういった意味合いで、毎年いわゆる、同じものなんですけれども、小・中学校で使用する教科書についても、一応採択をするというのが毎年の決まりになっております。そういった意味合いでございます。

教育長職務代理者 採択は教育委員会ですると、それを8月に行うというお話がありました。 ここで、同一のものを使用するというのが目的の中に位置づけられているのはいかがかとい うのであれば、もう少し方針とかにあるべきだということについては、今ほど検討するとい うのは、来年度以降、検討するという意味ですか。それとも、訂正を検討されるということ ですか。

指導課長 もしご審議いただいた中で、これは必要がないということであれば、この方針の中から「なお」以降については省いて、最終的に方針といたすということでも可能だというふうに思います。

教育長職務代理者 松田委員。

松田委員 原課としては、どういうようなお考えなんでしょうか。使用することを目的として、 この方針を立てたのかということなんですけれども。

教育長職務代理者 指導課長、お願いします。

指導課長 あくまでも、現状では東葛飾西部採択地区協議会で、いわゆる小学校、中学校の教科書も採択されますので、それにのっとって、松戸もそれと同一のものを採択するというような方向になってまいりますので、その辺の意味合いが法にもしっかり示されておりますから、改めて確認の意味で載せさせていただいたというのが現状でございますので、皆さんが周知をしている部分でございますので、先ほど申し上げたように、方針の中からこの部分を省いても差し支えはないんじゃないかなというふうに、今ご意見をいただきながら、考えた次第でございます。

教育長職務代理者 これはこれで法律で決まっている、地教行法ですか。

指導課長 地教行法ではないです。

教育長職務代理者 教科書は……

指導課長 無償法です。

教育長職務代理者 教科書の無償配付のほうですか。

指導課長 はい。

教育長職務代理者 あちらで、何年に1回、それまでは同じものを採択するのだという法律で、 上位で決まっているから、これは、その上位のものを受けてここに書いたという、それは書 いてしまっていいものであるという認識はあるけれども、目的の中に入れているというとこ ろ、それは松田委員、いいわけですね。

松田委員 そうです。

教育長職務代理者 書いてあること自体は、説明的に入れてあると、補足してあるというのは わかるけれども、目的に書くことかということですかね。

指導課長 2番の基本方針のところに含めるということも可能かなというふうに、今いろいろ ご意見をいただきながら、すみません、私のほうでも、きちんと精査できていなくて申しわ けないんですけれども、そういった文言の位置づけにつきまして、適正な部分を、例えばご 審議いただいた上で改めるということは可能かというふうに思っております。

松田委員 私はそのほうがよろしいのではないかと思います。つまり、あくまで採択の審議を するのは教育委員会であるということです。方針の中にこれは決まっていることだと明示さ れますと、私たちとしては何を審議するのかわからなくなってしまう。ですから、同一のも のを使用するということが、法令でありますのでそれに従って協議を行ってもらいますということが方針に示されると、私たちが、それに基づいて粛々と協議をしていくということが明らかにされる訳です。そういう意味で、今おっしゃっていただいたような、基本方針の中に移していただいたほうがよろしいのではないかなという意見です。

教育長職務代理者 指導課長。

指導課長 では、皆さんにご賛同いただければ、2番の基本方針のほうに、「なお」以下の文言を変更させていただきたいと思います。

教育長職務代理者 「なお」以下をそっくり基本方針の末尾に載せると。これは改行しないで、 段落下げないで、そのままこの続きに載せるということでいいですかね。

指導課長 はい。

教育長職務代理者 という訂正をご提案ありました。

松田委員は、そのほうが位置は正しいだろうと。

松田委員 ええ、そのほうがいいと思います。

教育長職務代理者 ほか、意見聞いてみましょう。

伊藤委員。

伊藤委員 結構です。

教育長職務代理者 それならそれで。

伊藤委員 はい。

教育長職務代理者 武田委員、よろしいですか。

松田委員 ちょっともう1点。

それは、ここで結論出しますか。

教育長職務代理者 今、じゃ、これを訂正して今後進めるという、資料を訂正したということで、なお書きを基本方針の続きに持っていったということで。

松田委員 その際、特別支援学級のことは、ここに配慮しなくていいということでよろしいですか。つまり、小学校、中学校については、もちろんこの中には特別支援学級も含まれてきます。これは同一のものを使用するということでよろしいですか。

教育長職務代理者 指導課長。

指導課長 特別支援学級において、この検定本を使用する場合は、まさにそのとおりでございますが、いわゆる附則9条本で、特別支援学級の子供たちの実態に合わせまして、一般図書を使用する場合は、当然新たな採択になりますので。ただ、現状を申し上げますと、現状、

松戸市の子供たちの中で、附則9条本に係る一般図書を使用している子供はおりませんとい うことでございます。

教育長職務代理者 教科用図書の中に附則9条本は入っているんでしたっけ。

指導課長 入っていません。

教育長職務代理者 ここで言う教科用図書を適正に採択することを目的とする、この教科用図書に9条本は入っていない。

指導課長 ただし、学校教育法の附則9条本については、先ほど申し上げたように、法に従いまして、毎年採択をすることになっています。いわゆる毎年、一覧の中に新たな一般図書が加わってまいります。その加わってまいります一般図書について、当然、採択協議会で説明をして、そこで採択委員の皆さんが、これは適正かどうかというふうに採択いたしますので、それをまた松戸市に持ち帰りまして、教育委員会会議8月定例会の折に説明を加えながら、そこで一般図書として、今回新たに示されたものが適しているかどうかを採択いただくという形になります。

松田委員 入っていないということですね。

教育長職務代理者 入っていないんですね。

ここで小学校及び中学校と、なお書きは、28年度使用教科用図書と同一のものを使用する というのが、この言葉で、特別支援学級で使うものが新しいものを使えないように拘束して しまうんじゃないかと、そういうふうにはとらなくいいということですね。

指導課長 そうです。特別支援学級の子供たちでも、通常級の子供たちと全く同じ教科書を使っている場合がございます。その場合は、そのまま同じものを採択いたしますということです。

教育長職務代理者 よろしいですか。

松田委員 ありがとうございました。

教育長職務代理者 そのほか、よろしいでしょうか。

武田委員、いいですか。

武田委員 はい、大丈夫です。

教育長職務代理者 それでは、ほかにないようでございますので、これをもちまして質疑及び 討論は終結といたします。

これより、議案第4号を採決いたします。

議案第4号につきましては、原案のうち、若干修正がございました。修正を前提といたし

まして、決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第4号は、先ほどの訂正をした上で決定を いたします。

◎議案第5号

教育長職務代理者 次に、議案第5号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

では、ご説明お願いいたします。

指導課長。

指導課長 続きまして、議案第5号「松戸市教育功労者の表彰について」、松戸市教育委員会 表彰規則第2条の規定に基づき、感謝状を贈呈するものであります。

贈呈対象団体は、松戸市日本語ボランティア会でございます。

提案理由をご説明いたします。

松戸市日本語ボランティア会の活動に対し、その功績とこれまでの労苦に感謝の意をあら わすため、今回感謝状を贈呈することを提案いたします。

10ページの推薦調書をごらんください。

松戸市日本語ボランティア会は、平成9年4月より、財団法人松戸市国際交流協会との共催により、松戸市において増加している外国人居住者に対し、日本語を教える教室を運営しております。会の経歴といたしましては、会長齋藤克人氏以下、会員70名でございます。

功績の概要といたしましては、日本語教室の運営のほか、日本語指導者養成講座や、日本語教室で学んだ外国人の方々が出場するスピーチ大会を開催しております。また、昨年度の松戸市の人口増約2,000名のうち1,500名程度が外国人であったというような実態との関連性もあるかと思いますが、近年、松戸市内の小・中学校の中にも外国人の子供たちが大変増加しております。この中には、来日間もないため、全く日本語が話せないような子供もおります。このような子供たちは、当然日本語の指導が必要であり、松戸市教育委員会では、平成17年度より日本語指導支援スタッフ業務を実施しております。日本語指導支援スタッフを各学校に派遣し、1対1による生活日本語の指導を行っております。

この日本語指導の実務に携わっていらっしゃいますスタッフの中には、松戸市日本語ボラ

ンティア会で資格を習得された方が多い実態もございますので、松戸市の学校教育にも大い に貢献していただいております。よって、今回感謝状を贈呈し、感謝の意をあらわすもので ございます。

以上、ご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第5号につきましては、ただいまの説明のとおりでございます。

これより、質疑及び討論に入ります。

伊藤委員。

伊藤委員 今ご説明あったとおり、松戸市においても外国人の方が非常にふえているということで、そういう方々の定着というか、生活活動をサポートする意味でも、日本語の習得をサポートするというのは非常に大事なことだと思いますので、そういう意味では、この日本語ボランティア会が果たしている役割は非常に大きいと思います。

したがって、こういう機会に、当方からの感謝を表明するとともに、さらに引き続いてその活動を活発にやっていただきたいという、そういう我々の気持ちを表明するという意味で、今回の感謝状の贈呈は時宜にかなったことだと思いますので、非常にいいことだというふうに思っております。

そこで、折角の機会ですので、このボランティア会について、こちらのほうで、活動の現状とか、あるいは抱えている問題というか、何かそういう面でお聞きになられたようなことがあるのかどうかという点について、ちょっとお聞きしたいと思うんですけけれども。

教育長職務代理者 指導課長、お願いします。

指導課長 直接、日本語ボランティア会の会長さん等とやりとりをさせていただくということ ではないんですけれども、先ほどもご説明いたしました日本語指導支援スタッフとしてご活 躍いただいていらっしゃる方もこの中に属されておりまして、そういった方との情報交換の 場は幾つか設けさせていただいております。

それから、先ほどの日本語スピーチコンテスト等には、私どももいろんな意味で参加をさせていただいて、ご協力させていただいているところもありますので、そういった折にも、当然、情報交換等をさせていただき、子供たちの実態も含めて、よりよい指導のあり方について話し合いを持たせていただいているところでございます。

教育長職務代理者 その中で具体的なご意見等については、今はご準備ないですね。

指導課長 やはり、本当に日本に来て間もない方たちには、日本語指導の方というのは、ネーティブな、あるいは母国の言葉をしゃべれない方もいらっしゃいます。日本語による日本語

指導でございますので、その辺は別の意味で、日本語協力者という方を別な事業で持っておりまして、その方とうまく連携して、いわゆる中国の方であれば、中国語が話せる方と一緒に日本語指導をさせていただいていると、そういったことも実際にはやっております。

教育長職務代理者 よろしいですか。

大変人数がふえてきて、学校教育の現場でも、いろんな問題がだんだん顕著になってきている時期だと思います。大変なこういうご苦労があってのことだと思います。おおむね方向性については異論はないように感じますが、そのほか、よろしいいですか。

松田委員、お願いします。

松田委員 時期的なことをお伺いいたします。設立が9年で、27年度の3学期には259名が勉強しているというホームページも拝見させていただき、非常に実績を上げていらっしゃることを理解いたしました。しかし、なぜ表彰が今なのかということを、教えていただければと思うんですが。

教育長職務代理者 今ここでこれが上程された理由というか背景が、何かきっかけがあるので しょうか。

指導課長、お願いします。

指導課長 あくまでも推測の域で申しわけございません。ちょっと私も詳しくはご説明ができないんですけれども、先ほど申し上げた平成9年というスタート段階から、私どもが日本語指導支援スタッフを制度化させていただいたものが平成17年でございます。ですので、そこで時間的な差があるんですけれども、平成17年度当初からいろいろご協力をいただいているんですけれども、大分成熟してまいりまして、おかげさまで今年度は、固定の日本語指導支援スタッフ等も、一部の学校でございますが、配置をするような形がとれるようになりました。そういった意味で、私どもの制度も大分成熟してまいりましたので、いわゆるこの時期というような形かというふうに考えております。

教育長職務代理者 足かけ12年ということですか。

松田委員 わかりました。ありがとうございます。

教育長 追加。

教育長職務代理者 教育長、お願いします。

教育長 加えて、ことし周年行事をこの団体が計画されているそうなんです。それに合わせて 表彰もさせていただこうと。

もう一つは、危機感といいますか、現状では、これからもっともっと必要になる方たちな

のですが、その指導者の育成が、どうしても不足の状況なので、いろいろPRも兼ねて、させてもらおうかなというふうに思っておりました。

松田委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 伊藤委員、財団法人松戸市国際交流協会って、公益財団とかというんですか、一般財団。

伊藤委員 2年ほど前から公益財団になりました。

教育長職務代理者 じゃ、資料中も公益財団法人のほうがいいんですかね。功績の概要のところに財団法人。

伊藤委員 公益財団法人ですね。

教育長職務代理者 公益財団法人ですね。

指導課長 すみません、じゃ、つけ加えせさせていただきます。

教育長職務代理者 間違いないですよね。

指導課長 調べます。

教育長職務代理者 資料に残るものについては適切にしてください。

伊藤委員 一般か公益かと言われれば、公益です。

教育長職務代理者 公益のはずですね。確認の上、適切なものにしてください。

伊藤委員 これはもう間違いないです。

教育長職務代理者 伊藤委員はよくご存じでいらっしゃる。

そのほか、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 ないようでございますので、これをもちまして、質疑及び討論は終結とい たします。

これより、議案第5号を採決いたします。

議案第5号につきましては、訂正は適切にして頂いた上で、原案どおり決定することにご 異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第5号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第6号

教育長職務代理者 次に、議案第6号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

では、ご説明を、スポーツ課長、お願いします。

スポーツ課長 議案第6号「松戸市教育功労者の表彰について」ご説明申し上げます。

11ページでございます。

提案理由ですが、松戸市スポーツ推進委員として活動されていた方のご退任に伴い、これまでの多大な功績とご労苦に感謝の意を表し表彰するために、ご提案をさせていただくものでございます。

推薦者は、松戸市教育委員会表彰規則第2条第5号の規定による、多年にわたり委員会、 審議会等に在職し、その功績が顕著であった者を適用し、具体的には3期または6年以上在 職していた方を対象に提案させていただいております。

表彰推薦者の経歴、功績概要等につきましては、13ページをごらんいただきたいと思います。

石井光明さんで、4期8年にわたり、本市のスポーツ振興推進にご尽力をいただいた方で ございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

教育長職務代理者 議案第6号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより、質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか。

先月に引き続いてということですね。

先月議論がいろいろ出ておりましたのが、スポーツ推進委員という大変大きな役割を担っていただいておりますけれども、人材とか、こうやって、だんだんおやめになる方もまた出てきますので、今後の地域のスポーツ、松戸市の中でのスポーツの振興に、今、活動は本当にきちんとやっていただいているという前提でですけれども、さらによい方向性はないものかといったことが先月かなり議論になりました。また、人選、新たな広がりというものをつくれないかといった議論を、かなり時間をかけて先月したように記憶していますので、ちょっと、またそれと同じことをしてもしようがないんですが、今回は表彰でございますので問題はないと思いますが、何かご意見ありますか。

松田委員、お願いします。

松田委員 資料を拝見させていただき、年齢的にもお若い方で、ここで退かれるのは大変残念 だなというふうな気持ちがしています。この方を、表彰するということは、大賛成で、むし ろおやめになることに残念な気持ちのほうがいっぱいなんです。規定でいきますと、補充という形になると思いますが、スポーツ振興の非常に重要性に鑑み、この方の年齢に相当するような方々を補充する工夫ということについて、スポーツ課ではどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

教育長職務代理者 昭和39年生まれでいらっしゃるから、お若いということをおっしゃっているわけですね。

松田委員 そうですね。

教育長職務代理者 こういう年齢というのは、非常に若手のほうじゃないかと。そういう方が おやめになる残念さと、それから今後に向けてと。

スポーツ課長、お願いします。

スポーツ課長 確かにスポーツ推進委員全般の平均年齢からいきますと、かなりお若い方でございまして、ただ、この方が今回、引き続き推進委員として上がってこなかった理由は、ちょっと確認していないんですけれども、この方にかわって、この石井さんよりもっと若い方を今回推薦いただいているところでございます。

前回の4月にもお話ししておると思いますけれども、スポーツ推進委員さんの選任に当たりましては、今はもうなくなりましたけれども、市政協力委員さんの地区長さんに対しまして、推薦のほうをお願いしているところでございまして、推薦をいただく際に、なるべく、できればお若い方ということではお願いしているところでございます。

以上です。

教育長職務代理者 松田委員。

松田委員 そうしますと、もう既に、この方のかわりというのは決まっているということです ね。

スポーツ課長はい。

松田委員 ですならば、もう少しつけ足させていただきます。今、委嘱ということについては 非常に重要な課題を、松戸市は抱えているのではないかと思っています。これまでにも、い ろんな課題がこの会議の中でも話し合われていますので、ぜひぜひ委嘱の方法について、ス ポーツ課ばかりでなく、ほかの課においても、その目的というものをしっかり押さえていた だいて、その目的にかなった人選をしていただくような方式をぜひ考えていただきたいと思 います。ありがとうございました。

教育長職務代理者 先ほど来申し上げているようなことで、これは教育委員会に限らずという

ことになるでしょうか。いろんな市政にご協力いただいている方に委嘱をする、その仕組みが、地区長さんにお願いするということに、ほとんど頼っているのではないかというところを少し、そのご努力と善意の上に成り立っているというのはすばらしいことだけれども、ちょっとそれに、今後無理がくるのではないかということの意見が以前から出ているということです。これについては、一スポーツ課だけの問題ではないという意味で、今回も改めてそのお話が出ました。

そのほか、よろしいですか。この表彰については、何ら異論はないところだと思うんですが、いいですか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 ないようでございますので、議案第6号、これで質疑及び討論を終結とい たします。

それでは、採決いたします。

議案第6号につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第6号は原案どおり決定しました。

◎議案第7号

教育長職務代理者 次に、議案第7号「松戸市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を議 題といたします。

では、ご説明をお願いいたします。

スポーツ課長。

スポーツ課長 議案第7号「松戸市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

14ページをお開きください。

提案理由でございますが、現在のスポーツ推進審議会委員につきましては、昨年の6月1日に新たに委嘱をさせていただいたところでございますけれども、今回、委員のうち、退任の申し出、それから人事異動がありましたことから、後任者につきまして、松戸市スポーツ推進審議会条例第4条の規定に基づき委嘱をするために、ご提案をさせていただくものでございます。

15ページに委員名簿を用意しておりますので、ご覧いただきたい思いますが、対象者は2名でございます。

1人目は、上から4番目の下線を引いてあります中山晃一さんでございます。松戸青年会議所の理事長ということで、今まで山口恵理子さんにお願いをしておりましたが、理事長が交代したことに伴いまして退任の申し出がございまして、新たに現理事長の中山晃一さんをご推薦いただいたことによるものでございます。

2人目につきましては、一番下の欄の下線を引いております千石秀幸さんでございます。 こちらは、4月1日付の市役所の人事異動に伴い、健康福祉部長に異動が生じたことに伴う ものでございます。

このお二人の任期につきましては、前任者の残任期間ということでございますので、本日 ご承認をいただきましたら、本日から平成29年5月31日までの期間ということでございます。 以上でございます。

教育長職務代理者 ご説明は以上でございます。

これより、質疑及び討論に入ります。

ご質問等ございますでしょうか。人事異動に伴うものだということでございます。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 先ほどはスポーツ推進委員の方、これは全然違って、今度はスポーツ推進 審議会という、ちょっと活動実態について、ここで少し補足していただけるとありがたいで す。審議会のほうですね。

スポーツ課長、お願いします。

スポーツ課長 スポーツ推進審議会につきましては、スポーツ基本法に基づき設置されている ものでございます。こちらは、都道府県と市町村に、地方スポーツ推進計画、その他のスポ ーツの推進に関する重要事項を調査・審議するために、条例で定めるところにより設置され ております。

その内容につきましては条例に定めてございますが、スポーツ基本法に基づく35条で、社会教育関係団体であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合は、スポーツ推進審議会のほうに諮問しなければなりません。そういったことでありますとか、スポーツの推進に関する重要事項を審議していただいているところでございます。

教育長職務代理者 昨年度、何回ぐらいとかというのはありますか。

スポーツ課長 通常1回から2回ということで、平成27年度は2回審議しておりまして、審議 内容につきましては、主にスポーツ課、それから保健体育課の予算決算、それから事業報告、 事業計画等についてのご報告、昨年は特に、スポーツ振興基金の使途についてのご議論もい ただいたところでございます。

教育長職務代理者 ありがとうございました。

そのほか、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 それでは、議案第7号につきまして、ほかにないようでございますので、 質疑及び討論を終結といたします。

これより、議案第7号を採決いたします。

議案第7号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第7号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第8号

教育長職務代理者 次に、議案第8号「松戸市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

では、ご説明をお願いいたします。

教育研究所長。

教育研究所長 教育研究所でございます。よろしくお願いいたします。

議案第8号「松戸市教育支援委員会委員の委嘱について」でございます。

提案理由につきましては、人事異動等に伴いまして、松戸市教育支援委員会条例第3条に 規定されている委員に欠員が生じたため、第4条の規定により、新委員を委嘱するものでご ざいます。

次の17ページをごらんください。

欠員を補うために、記載の方々への新たな委嘱をお諮りいたします。任期につきましては、 平成28年6月7日から平成29年6月6日までで、前任者の在任期間となります。

まず、特別支援学級設置校を代表する者、2号委員でございますが、校長、副校長または 教頭につきましては、校長会及び副校長、教頭会内の担当変更に伴うものから、菊池恵津子 稔台小学校長、小山真弓新松戸西小学校教頭が新任でございます。

次に、医師、4号委員でございますが、お二人の委員が辞任の意向を表明されたことによるご退任でございます。これまで長きにわたりましてご尽力をいただきました。新委員につきましては、医師会との協議により、花岡繁小児神経科小児科医、渡辺繁耳鼻科医が新任でございます。

さらに、児童福祉施設職員、6号委員でございますが、人事異動により、福永彩乃さんが 新任でございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第8号につきまして、ただいまの説明がございました。

これより質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか。

松田委員。

松田委員 すみません、名簿なんですが、在任期間のところでちょっとご説明いただきたいんですが、新任のところに1期目というふうに書いてあって、これはわかるんですが、新任でない方のところも1期目となっている、これはどういうふうに区別されるんでしょうか。

教育長職務代理者 研究所長、お願いします。

教育研究所長 ご答弁申し上げます。

新任の方につきましての1期目につきましては、今回初ということになります。そのほかの1期目の方につきましては、昨年度新たに改選いたしました関係上、在任期間が、先ほど申し上げました29年6月6日までということになりますので、それで、2年間で1期というところでございます。

以上でございます。

松田委員わかりました。ありがとうございます。

教育長職務代理者 武田委員、お願いします。

武田委員 これは質問というよりも、教えていただきたいんですが、この活動内容を余り知りませんので、教えていただきたいんですけれども。

教育長職務代理者 研究所長、お願いします。

教育研究所長 ご答弁を申し上げます。

教育支援委員会でございますが、主に就学相談、それに加えまして、支援の仕方について の方法について等々を審議するところでございます。それぞれ、さまざまな資料、相談票で あるとか検査の結果、あるいは医師の記録票、さらに、一番大きいのは保護者の方のご意向 でございますが、そういうものを総合的に勘案し、専門的知見から、その子の就学先を検討 していくところでございます。

以上でございます。

- **教育長職務代理者** 19ページに参考資料で条例がついていますね。これは、3月に改正して、 もとは心身障害児就学指導委員会といったものを、教育支援委員会というふうに名称を変え たというのはまだ記憶にあるところで、この第2条に、今おっしゃったようなことのもとと なることが書いてありますが、武田委員、いかがですか。
- **武田委員** 人数がすごく多くまた、多岐にわたって、いろんな方がいらっしゃるんですけれど も、要するにこれを見ると、その都度必要と思われる方にお声をかけて支援をいただくとい う形で、全会で何か会議をするとか、そういう形ではないということですか。
- 教育長職務代理者 研究所長、お願いします。
- **教育研究所長** 今回委嘱をさせていただく委員の皆様方には、年内10回の会議を予定してございますが、全ての会議にご参加をいただくことになってございます。

そして、一人一人の児童・生徒につきまして、さまざまな資料をもとにして、先ほど申しましたように、就学あるいは支援の方法について検討していくという、そういう性質のものでございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 第6条に、委員の半数以上が出席しなければ会議が開けないんだというようなこともありますから、実際に会議体で、合議でいろんなことを、その生徒さんのことについて相談をしながら、児童・生徒のことについてやっているということのようですね。

武田委員、よろしいですか。ちょっとイメージとは違う。年間10回ということですから、 ほぼ毎月、いろんな対応が必要な方について、ご相談に具体的に乗っているということです。 研究所長、補足。

教育研究所長 つけ足させていただいてよろしいでしょうか。

昨年度、年間通しまして、合計72名の児童につきましての就学の検討を行ったところでございます。年々この数がふえてございますので、10回の中で、複数の児童について、さまざま検討しているというのが実態でございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 そのほか、いかがでしょうか。

よりきめ細かくできるようになってきたということで人数がふえているということであれば、それは非常に望ましいことだろうとは思います。名称の変更も含めまして、より本当に教育的支援を委員会としてしっかりやっていくということの成果ということかもしれません。よろしいですか。

伊藤委員。

伊藤委員 これは、今お話をお聞きする限りでは、非常にいい方向で進んでいるというふうに 思うんですけれども、他方において、特に保護者というか、両親の立場から見て、こういう 支援委員会のような大きな場で議論されることに対する、何か抵抗みたいなものがあり、む しろ専門の1人か2人の方のご意見で動きたいと、そういうふうに仮に求めたとしても、こ ちらの都合で、大勢の支援委員会で議論されるということに対して、逆にそういう意味で、 ちょっと抵抗を感じるとか、そういうような傾向はないんでしょうか。

教育長職務代理者 研究所長、お願いします。

教育研究所長 この教育支援委員会に至るまでには、まず保護者の方が私ども教育研究所に相談の電話を入れていただきまして、その後、受理面接といいまして、専門職員が親御さんから様子を伺います。その後、心理相談員等々の面接を重ねて、その中で、保護者の方の特別支援学級で就学させたいというご意向を尊重した上で、最終的にこの場でご議論いただいて、最後は教育委員会で決定するという状況でございますので、よりきめ細かく丁寧に、段階を追ってやっているという状況がございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 カウンセリングとすると、直接は1対1なり、少人数でやっているという。 伊藤委員 それでは、今のご説明でいきますと、最後のこういう支援委員会にまでかからない で、その前で何か問題が解決して、こういうふうにしましょうというふうになるケースもあ るということでしょうか。

教育長職務代理者 研究所長、お願いします。

教育研究所長 おっしゃるとおり、そういうケースもございます。

伊藤委員 わかりました。

教育長職務代理者 そのほか、よろしいでしょうか。

それぞれの学校なり、医師会も含めまして、定期的な異動に伴うものということでの今回 人選だと思いますので、その中身については大きな問題はないんだろうと思いますが、よろ しいでしょうか。 ないようでございますので、これをもちまして、質疑及び討論は終結といたします。 これより、議案第8号を採決いたします。

議案第8号につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。 (「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第8号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第9号

教育長職務代理者 続きまして、議案第9号「松戸市公民館運営審議会委員の委嘱について」 を議題といたします。

それでは、生涯学習推進課長、お願いします。

生涯学習推進課長 議案第9号「松戸市公民館運営審議会委員の委嘱について」ご説明申し上 げます。

提案理由は、現在の松戸市公民館運営審議会委員の任期が平成28年6月2日をもって満了することに伴い、後任者を委嘱するためでございます。

松戸市公民館運営審議会委員は、社会教育法第30条及び松戸市公民館の設置及び管理に関する条例第4条の規定により、委員10人以内で組織し、学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者の中から、教育委員会が委嘱することとなっております。

委員の任期は2年間で、このたびの任期については、平成28年6月3日から平成30年6月 2日までとなります。

候補委員の氏名、役職等は、次ページの名簿の記載のとおりでございますが、このうち、 社会教育関係者の石井武夫委員、杉本景子委員、家庭教育の向上に資する活動を行う者の奈 賀綾子委員につきましては、それぞれ再任でございますが、学校教育関係者の梶間美江子委 員、家庭教育の向上に資する活動を行う者の武富真澄委員、学識経験者の簑輪裕子委員、中 村郁郎委員、渡邊恭男委員、有川量崇委員は、それぞれご推薦をいただいている所属団体の ご都合により、今回新任となっております。

なお、新任の委員さんに期待する役割等についてでございますが、学校教育関係者の梶間 美江子委員には、現職の学校長の立場から、学校教育と社会教育との連携に関して、特に今 回の重要施策である家庭教育力向上のさらなる向上や青少年の健全育成に向けた役割に期待 するところでございます。

次に、家庭教育の向上に資する活動を行う者の武富真澄委員ですが、多年にわたり本市の家庭教育学級の運営にご尽力をいただいていることから、梶間美江子委員とは異なった立場から、家庭教育力のさらなる向上や青少年の健全育成に向けた役割に期待するところでございます。

次に、学識経験者の簑輪裕子委員、中村郁郎委員、渡邊恭男委員、有川量崇委員につきま しては、市民大学講座等への講師派遣を初め、生涯学習事業に関する市内大学との連携のさ らなる推進に向けた役割に期待するところでございます。

なお、この点につきましては、大学サイドも地域社会に貢献する、より開かれた大学運営を目指し、オープンアカデミーを初め、地方公共団体や市民との連携・協力によるイベントや事業の実施など、産学官の連携に精力的に取り組んでいることはご案内のとおりでございます。

また、各候補委員さんには、このたびの委嘱に関しまして、ご内諾を得ていることを申し 添えさせていただきます。

以上、議案第9号「松戸市公民館運営審議会委員の委嘱について」のご説明でございます。 ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

教育長職務代理者 ありがとうございました。

議案第9号につきましては、ただいまの説明のとおりでございます。

これより、質疑及び討論に入ります。

ちょっと細かいところ、これ、簑輪裕子委員のところは、字のあれが詰まっているのは意味ないでしょう。

生涯学習推進課長 申しわけございません。

教育長職務代理者 何か特別扱いが気になったんです。

生涯学習推進課長 誤解のないように。

教育長職務代理者 それでは、質疑いかがでしょうか。

これは、以前の1週間前の資料とは差しかえで、1期目というのが先ほど、含められていますね。1期目と入った形で、きょうの資料にはなっています。いかがでしょうか。

それぞれの委員の役割と期待するところについても、ご説明の中でありました。よろしいですか。

特に家庭教育の部分等につきましては、松戸市の新しいまた、幼児教育のパンフレットも

できたところで、こういった場でも積極的な活用が望まれるというふうに思っております。 何か新しい動きとか、活動の中での問題点とか、課長のほうでお聞きになっていることがあれば、お願いいたします。

生涯学習推進課長 それは、家庭教育力のところということでなくてよろしいですか。全般の ところで。

教育長職務代理者 ええ、公民館の審議会の中で。

生涯学習推進課長 どんな内容を議論しているかということで、ちょっとご紹介をさせていただきたいと思いますけれども、前回につきましては、ちょうど委員さんの任期に合わせて議題をお願いしておりまして、前回が「まちづくり・地域づくり・人づくりを推進するため、公民館事業のあり方について」ということをテーマにして審議をいただいておりました。ことしの2月17日にお返事を頂戴いたしまして、子供から高齢者まで幅広い世代を対象とした事業展開、高齢社会における高齢者の活用、教育基本法第13条にうたわれている学校、家庭及び地域住民等の相互の連携、多くの人々を結びつけるコーディネーターの役割の重要性と、まちづくりを担う人材、NPOを育てていく事業の検討などについてご答申をいただいたところでございます。

今後、多様化する生涯学習事業の実現や、時代の要請に基づいた公民館運営に反映してまいりたいと考えているところでございますが、特徴的なうちの事業ですと、そうした中から、フューチャーセンターというような、新しい多様な人たちが対話をする、ちょうど委員長さんと私とは昔、新しい時代のパートナーシップを考えるような作業に取り組んだんですけれども、ちょうどそれの、また現代版のようなものを模索してみたいなということで取り組んでおりまして、まだまだ松戸市版のフューチャーセンターが実現するには、ちょっとお時間はかかりますけれども、ぜひそういったことにも、新しいこういった提言を生かしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

教育長職務代理者 ありがとうございました。

そのほか、よろしいですか。

どうぞ、伊藤委員から。

伊藤委員 細かいことですけれども、この公民館運営審議会というのは、年に何回ぐらい開かれていて、それからあと、特に学識経験者の方ですが、先ほど説明あったかもしれませんけれども、それぞれの方々は松戸市にある4つの大学ですよね。それぞれの大学に、お一人ずつ出してくださいということでお願いして、新しく、今回新任として選ばれたということで

理解してよろしいんでしょうか。

教育長職務代理者 課長、お願いします。

生涯学習推進課長 会議につきましては、6月がちょうど任期の切りかえになっておりまして、7月、それと、実際に文化祭の事業展開もご覧いただくので11月、それと、まとめということで2月ということで、年3回開催をしております。

大学の関係については、うちの課だけでなくて、松戸市全体が包括的な取り組みの中で、 4大学とさまざまな分野で連携を図っておりますので、多分うちばかりではないと思うんで すが、各大学のほうにお願いをしておりまして、大学のほうで適切な人材をご紹介いただい ているということでございます。

伊藤委員 わかりました。

教育長職務代理者 ありがとうございました。

武田委員、ありますか。

武田委員 大丈夫です。

教育長職務代理者 よろしいですか。そのほか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 ないようでございますので、それでは、質疑及び討論を終結といたします。 これより、議案第9号を採決いたします。

議案第9号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第9号は原案どおり決定いたしました。

きょうは議案数が多いせいか、皆さんがいつもより発言が少ない気がするんですけれども。 松田委員 そんなことないですよ。

教育長職務代理者 そんなことないですか。するべき議論をきちんとしましょう。

◎議案第10号

教育長職務代理者 それでは、続きまして、議案第10号「松戸市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

では、ご説明を願いいたします。

社会教育課長、お願いします。

社会教育課長 それでは、議案第10号「松戸市社会教育委員の委嘱について」ご説明させていただきます。

社会教育委員設置条例第2条の規定に基づき、社会教育委員を委嘱するものでございます。 提案理由は、委員の任期が満了するので、後任者を委嘱するためでございます。

任期につきましては、平成28年6月1日から平成30年5月31日までとなっております。

社会教育委員の職務は、社会教育法の規定において、社会教育に関して教育委員会に助言をすることとされております。過去2年におきましては、社会教育計画の策定についての検討・協議を行い、計画案についての意見を踏まえて計画策定に至ったほか、毎年度、事業計画の実施状況についてご意見をいただいているところでございます。

現在の委員の任期につきましては平成28年5月31日までとなっておりますので、6月1日からの委員委嘱に当たりまして、次ページの名簿に記載の方にお願いしたいと考えております。

10名の委員となります。今回は、再任が9名、新任が1名となっております。

昨年5月に「みずから学び 学びあう、人と人とがつながるまち~学習成果を生かすことができるまち・松戸を目指して~」という基本理念を立てて、社会教育計画を策定したところでございますが、今年度から、委員に社会教育計画の進捗に関する報告を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じて事業の改善を行うこととなっており、計画策定に携わっていただいた委員に引き続き、計画の評価を含めて見届けていただく上でも、再任となる委員につきまして、ご了解いただきたいと考えております。

それでは、委員の経歴につきましてご説明させていただきます。

一番上の奥道真理氏は新任となります。横須賀小学校の校長先生で、学校教育関係者として、校長会のほうからご推薦をいただきました。

次に、2番目の山口恵理子氏でございますが、地域でさまざまな活動をされております青年会議所で活躍されており、現在、直前理事長の職にある方でございます。

次の藤澤進三氏でございますが、長年学校教育に携わられました元校長先生でいらっしゃいまして、退職された後、公民館で社会教育指導員としてご活躍されておりました。

次の小熊浩典氏でございますが、NPO法人こぱてぃー子ども参画イニシアティブの理事 長として、子供の社会参画を進める活動を行った経験をお持ちで、子供の社会参画を進める 実践者としての視点からご意見を期待できるものでございます。

次の山﨑敏子氏でございますが、PTA連絡協議会の役員として、長年にわたりまして活

動してこられた方で、現在は、副委員長として上部団体との連絡・調整を行うなど、ご活躍 していただいております。

次の森めぐみ氏でございますが、人権擁護委員としてご活躍されており、以前、公民館運営審議会員としてお務めいただいたこともあり、そうした経験を生かし、今後も社会教育委員として、さらにご活躍いただけるものと考えております。

次の福留強氏は、現在委員長を務めていただいておりますが、聖徳大学の元生涯学習研究 所長であり、現在はNPO法人全国生涯学習まちづくり協会の理事長、また、事業構想大学 院大学の客員教授を務めていらっしゃっており、全国的に生涯学習・社会教育の分野でご活 躍をしていらっしゃる方でございます。

以下の3名につきましては、本市と包括的な連携協定を締結している大学からの選任となります。

初めに、大橋純一氏でございますが、流通経済大学の社会学部の教授でいらっしゃいまして、ご専門が地域福祉論、高齢者社会論などとなっております。

次の神谷明宏氏でございますが、聖徳大学の児童学科の准教授でいらっしゃいます。児童 文化ですとかレクリエーションなどの分野がご専門でいらっしゃいます。

次の三島孔明氏でございますが、千葉大学大学院園芸学研究科の准教授でございまして、 環境教育や職能教育を専門とされており、専門分野において市民向けの環境学習などを開催 されるなど、社会教育を実践されている方でいらっしゃいます。

以上、10名の委員の就任につきましてお願いしたいと考えております。よろしくお願いい たします。

教育長職務代理者 議案第10号につきましては、ただいまの説明のとおりでございます。

これより、質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか。

松田委員 意見でもよろしいでしょうか。

教育長職務代理者 もうご意見を、それでは、松田委員。

松田委員 今回の議案を見せていただいたときに、名簿の役職の中に「前」という冠(かんむり)が非常に多いので、気になっています。そして、さらに、在任期間が3期目という方がたくさんいらっしゃります。このことについて、どうしてなんだろうという疑問を持って、今日臨みました。

先ほどご説明で、理由があるということがわかりましたので、それは了解いたしました。

ただ、懸念されることというのが、次の委員改選に当たって、この3期目の方々が一体どうなるのかということです。相当数が入れかわるという形にならざるを得ないだろうと思います。

そこで、ちょっと意見を述べさせていただくならば、社会教育委員の設置条例の中には、 委員の任期が2年となっているだけで、この任期を6月1日から5月31日までとするような 明記はないように思います。それは間違いないですよね。

(「はい」の声あり)

松田委員 そうしますと、委員の全員の任期を同じように特定して、スタートも終了も同じというような形ではなくて、継続した審議を、さらに継続して審議できるように、委員の期間を少しずつズラしていくという工夫はできないのかということです。2年という短い時間ですので、難しいかもしれませんが、そういう工夫をぜひやっていただきたいと思います。全員が交代した場合、継続審議に懸念が残るのではないかと思っています。

以上です。

教育長職務代理者 ご意見でございますが、何かご答弁ありますか。

社会教育課長、お願いします。

社会教育課長 今、松田委員さんからご意見いただきました。ごもっともなことかと存じております。

ただ、スタート時期をたがえるということでございましたが、現在の条例の規定の仕方といたしまして、もし途中である委員がおやめになった場合、そこから新たに2年間が始まるということではなくて、補欠が出た場合は前任者の残任期間で任期を務めて、その後、またスタートするということになりますので、そういうような規定の仕方をしている関係上、どうしても皆さん、任期の満了時期というのは一緒になってしまうという形になってしまいます。

ただ、今回、3期目が非常に多いというご意見をいただきましたが、今後につきまして、 次回の改選に当たりましては、そこら辺ばらつくような、任期が余り偏って、一斉になくな るようなことがないような形で人選していきたいと思っております。

以上でございます。

教育長職務代理者 松田委員。

松田委員 今回、意見にとどめたというのは、今の条例に従って考えていくしかありませんので、それで、それにのっとって委嘱していくというのは当然のことだろうというふうに思っ

たからです。ただ、今回のように、今後支障が出てくるのではないかということが強く考えられるような場合には、条例を検討するということも必要なんじゃないでしょうか。そのことも含めて、意見とさせていただきます。

教育長職務代理者 ご意見としてお持ち帰りくださいませ。

そのほか、いかがでしょうか。

社会教育委員は、確かにそれまでは、大変長い方もいらっしゃったんですよね。そこで、 提言書を出されて、一旦交代をというときに、今の3期目の方が入られたようなことも記憶 しております。継続性をどのように保つのか、あるいはまた、入れかわることに意味がある のか、そういったことも含めて、ぜひ今のご意見を参考にしていただければと思っています。 いかがですか、そのほか。それぞれの方について、何かご質問、団体等についてあります か。「前」という肩書については、そういう肩書で出てこられるのが適切かどうかというの は、一つ何となく感じるけれどもというのもご意見ではありました。それは継続性の中で了 解をしたということで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 それでは、ないようでございますので、質疑及び討論は終結といたします。 これより、議案第10号を採決いたします。

議案第10号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第10号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第11号

教育長職務代理者 続きまして、議案第11号「松戸市文化財審議会委員の委嘱について」を議 題といたします。

ご説明をお願いいたします。

社会教育課長、お願いいたします。。

社会教育課長 それでは、議案第11号「松戸市文化財審議会委員の委嘱について」ご説明いた します。

松戸市文化財の保護に関する条例第25条第2項の規定に基づき、松戸市文化財審議会委員 を委嘱するものでございます。 提案理由は、平成28年5月31日をもちまして委員の任期が満了するため、後任者を委嘱するものでございます。

任期につきましては、28年6月1日から30年5月31日までとなります。

文化財審議会委員の職務は、文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に答え、または意見を具申し、及び、これに必要な調査・研究を行うこととなっております。

現在の委員の任期につきましては、28年5月31日までとなっておりますので、6月1日からの委嘱に当たりまして、議案書、次ページの名簿に記載の方にお願いしたいと考えております。今回、再任が6名、新任が1名でございます。文化財の対象となるものの時代が多岐にわたりますので、それぞれの専門分野の方から入っていただいております。

まず、新任者についてご説明します。名簿の一番下でございますが、考古学を専門とする 委員といたしまして、松浦宥一郎氏をお願いしたいと考えております。松浦氏は、元文部科 学省の技官でございまして、独立行政法人国立文化財機構東京国立博物館学芸部にて上席研 究員を務めていらっしゃいました。旧石器時代から縄文・弥生・古墳時代までの日本考古学 を専門としておられ、本市小金原地区の貝の花貝塚の発掘調査にも携わるなど、松戸市の遺 跡にも精通しておられます。本市には約200個の遺跡がございますが、中でも縄文時代の遺 跡が非常に多いことから、その力量を十分発揮していただけると期待しているところでござ います。

続きまして、再任の6名の方でございますが、初めに藤井英二郎氏でございますが、現在、 審議会の会長をお引き受けいただいておりまして、環境植物学が専門でございます。本年の 3月まで、千葉大学大学院園芸学部の教授を務めておられました。昨年、国の名勝に指定さ れました戸定邸庭園を初め、史跡・名勝関係の文化財の保全等に関し、ご指導をいただいて おります。

次に、金丸良子氏は、麗澤大学の教授でございまして、現在、副会長をお引き受けいただいております。民俗学を専門としておられ、獅子舞など市内に残る無形民俗文化財や民族資料へのご助言をいただいております。

次に、渋谷文雄氏は、松戸市に建築士事務所を構える一級建築士でございまして、建築史が専門でございます。建造物関係の文化財にご助言をいただいており、図面作成や実測等のご協力もいただいております。

次に、佐藤孝之氏でございますが、東京大学の教授でいらっしゃいます。近世史を専門としておられ、近世社会史や近世資料に対する知見からご助言をいただいているところでござ

います。

次に、湯浅治久氏は、専修大学の教授でございます。日本中世史の地域社会のあり方を研究の主な専門としておられます。本土寺や東漸寺などに多く残る中世資料を中心にご助言をいただいております。

最後に、松田孝史氏でございますが、松戸の歴史・郷土・文化財に広い知識と理解を持ち、 松戸市史談会の会長を務めていらっしゃいます。史跡めぐりの実施や「松戸史談」の発行な ど、地元への学習還元を行われており、郷土資料へのご助言をいただいております。

再任の6名の方につきましては、これまで継続して市内の文化財についての調査・研究を していただいておりますので、今回も再任という形でお願いできればと考えております。よ ろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第11号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか。

伊藤委員。

伊藤委員 この方々、それぞれの分野で、相当ご経験、ご経歴の長い方だと思うんですけれども、そういう専門の分野にかなり特化されている方だとすると、何か一つの諮問というか、一定のテーマをお願いしたときに、なかなか全員で議論というのはやりにくいのかなという、どうしても特定の方のご意見が中心になるような印象を受けるんですけれども。実際、文化財審議会というのはどういうふうに運営されているのか。相当な合議制で議論されるのか、やっぱり特定の分野、これはこの先生のご専門ですからお任せしますというような格好になりがちなのでしょうか。

教育長職務代理者 社会教育課長、お願いします。

社会教育課長 今、伊藤委員さんが言われたように、やはり専門的なものに関しましては、どうしてもその委員さんの意見が中心になることもございますが、皆様やはり、いろいろな角度から歴史というものを、過去の日本史であるとか、そういったものを研究、または勉強されていらっしゃる委員でございますので、決して1カ所に偏るというところばかりではなく、やはり多面的なご意見もいただいたりはしている状況でございます。

教育長職務代理者 実際、審議会は合議制で、皆さんでお集まりになるのは何回ぐらいなさっていますか。

社会教育課長 すみません、失礼しました。

文化財審議会は今、年2回開催しております。そうした中で、例えば、前回、教育委員会 で諮問させていただいた松戸神社の神楽殿の天井絵とかふすま絵、そちらについては今審査 していただいており、次回、6月末を予定しておりますが、そちらのほうで何らかのご意見、 答申をいただけるような形で考えております。

教育長職務代理者 伊藤委員、よろしいですか。

伊藤委員 あと、松戸の特徴というか、いろんな分野のいろんな文化財があると思いますが、 その中でも縄文時代のものとかが非常に大量に出てきたり、つい最近も、まだ発掘されたば かりということを考えると、考古学の専門の方がお一人だけで、今回一番、恐らく若手の方 だろうと思うんですけれども、新任の方ということで、考古学の方がもう1人ぐらい入って いてもいいような気もするんですけれども、それは全然、今まで特にそういうような問題は なかったという理解でよろしいんでしょうか。

教育長職務代理者 社会教育課長。

社会教育課長 今まで、実際のところ、このメンバーでやってきて、特に支障はなかったのでございますが、ただ、文化財審議会の定数としましては、10名以内ということになっておりますので、必要があれば、それぞれの分野をもう少し補強するとかいうことも、今後考えてみたいとは思っております。

教育長職務代理者 関連して。今回、新任の先生、松浦先生が入られて、その前が立教の山浦 先生ですか、ちょっと前の資料を調べてから来たんですが、ご専門は何だったか、今わかり ますか。要は、そこら辺は入れかわりで、考古学のところをなさっていらっしゃるんでしょ うか。

社会教育課長 まさしく今回の委員さんと入れかわりで、専門は縄文とか、そういったところ の考古の研究でございます。

教育長職務代理者 一応バランスはあると。ただ、ふやせるとしたら、またそういうところを 検討してと。

伊藤委員 バランスはとれていると思うんですけれども、いつもいつもバランスをよくすれば いいというものじゃないのかという気もします。

教育長職務代理者 なるほど。きのう博物館で、東葛地区の教育委員の会議がありましたけれ ども、博物館の中にも、非常に縄文時代の土器、充実していますよね。

そのほか、よろしいですか。

武田委員。

武田委員 皆さん、とてもお忙しそうな方なので、年2回というのもやむを得ないのかなと思うし、前段階として、学芸の方とかいろんな方がかかわって、ある程度審議にかけるものを精査していらっしゃるんだとは思うんですけれども、結構こういう機運て、全国的に高まって、文化財制定というのは多くなってきています。願わくばですけれども、選定するだけじゃなくて、その先というか、そういうところまで、ちょっと踏み込んでご意見いただけるような形になっていくといいなというふうに思います。結局、選定しました、その後の活用方法ですよね。そこが一番大事なので、その部分というのはどうなっているのかというのを教えていただきたいです。

教育長職務代理者 社会教育課長。

社会教育課長 まず、選定の部分でございますけれども、私ども内部の学芸員だとか、そういった者が、これはというのもございますが、あと、文化財審議会の中で、次はこういったものもいいんじゃないかと候補に挙げていただく中で、まさしく今回の議案として、文化財の指定について上げさせていただいているものでございます。

あと、活用につきましては、やはりこれ、ほとんどが個人所有のものでございますので、 あくまでも所有者様のご意思、了解なしには、文化財を見せてくださいといっても、なかな か難しい。特に寺院だとか、そういったものになりますと、なかなか表に出せない、または 劣化するとか、いろんな理由でお出しいただけないものもございますが、本来ならば、文化 財の指定と申しますのは、やはり広くみんなに知ってもらって、それで、それを活用してい くということでもございますので、常時展示というのは難しい場合には、何か記念行事であ るとか、そういったことを捉えて公開していただけるように、日ごろから一応、お願いはし ているところでございます。

以上でございます。

- **教育長職務代理者** 武田委員、よろしいですか。ご専門の美術の分野も考え合わせると、やっぱり、みんなの市民の目に触れられるようにするというところをぜひ実現したいという思いですね。そのご質問ですね。
- **武田委員** そうですね。何かそういうふうに認知していたいだく機会みたいなものが、もっと ふえていくといいなという希望的な気持ちです。
- **教育長職務代理者** 引き続きご努力を市として、教育委員会としてやっていきましょうという ことでございます。

そのほか、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 ないようでございます。

これをもちまして、質疑及び討論は終結といたします。

これより、議案第11号を採決いたします。

議案第11号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。 (「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第11号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第12号

教育長職務代理者 続きまして、議案第12号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題とい たします。

ご説明をお願いします。

社会教育課長 議案第12号「松戸市教育功労者の表彰について」ご説明いたします。

松戸市教育委員会表彰規則第2条第5号の規定に基づき、別紙の者に感謝状を贈呈するものでございます。

提案理由といたしましては、松戸市文化財審議会委員として、多大な功績と労苦に感謝の 意を表するためでございます。

対象者は、次ページに記載の山浦清氏で、経歴等につきましては、さらにその次のページ に記載の推薦調書のとおりでございます。

平成10年6月1日から平成28年5月31日までの9期18年にわたり、松戸市文化財審議会委員として、本市の文化財行政にご尽力をいただいた方でございます。よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第12号につきましては、ご説明は以上のとおりでございます。

これより、質疑及び討論ですが、ちょっと私が先走って、さっきお名前を出してしまいました。何かありますか。

松田委員 いや、ありません。

教育長職務代理者 大変長い期間にわたってご尽力をいただいたと。

松田委員 18年ですね。

教育長職務代理者 よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 それでは、ないようでございますので、質疑及び討論は終結といたします。 これより、議案第12号を採決いたします。

議案第12号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。 (「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第12号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第13号

教育長職務代理者 続きまして、議案第13号「松戸市図書館整備計画審議会条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

社会教育課長。

社会教育課長 まず初めに、議案の訂正をさせていただきたいと思います。

議案書30ページの2行目に「松戸市図書館整備計画審議会条例を廃止する条例を別紙のように定める。」と記載いたしましたが、この最後の部分の「条例を別紙のように定める。」の記載部分につきましては、「条例を議案として、平成28年6月審議会に別紙のとおり提出するよう市長に申し出るものとする。」との記載に訂正させていただきたいと思います。

すみません、こちら、今回の議案第3号、市民会館条例の冒頭部分と同じ記載となります。 ちょっと確認が足らず、申しわけございませんでした。

それでは、議案第13号「松戸市図書館整備計画審議会条例を廃止する条例について」ご説明いたします。

提案理由につきましては、図書館の総合的な整備計画を策定したことにより、審議会の設置目的を果たしたため、廃止するものでございます。

この松戸市図書館整備計画審議会は、本市が設置する図書館の総合的な整備計画の策定に関し、図書館のあり方、役割、機能に関すること、図書館施設の規模、構成及び設備に関すること、図書館の配置に関すること、図書館の管理及び運営に関することについて審議いただくため設置したものでございますが、昨年5月に、当該審議会からの答申を踏まえ、松戸市図書館整備計画を策定したところでございます。また、平成27年度は、これからの図書館の果たすべき機能につきまして、ご審議いただいております。

委員の任期につきましては、平成26年6月1日から平成28年5月31日までとなっており、 一連の審議をもって審議会の設置目的を果たしたことから、6月定例市議会に条例の廃止に ついての議案提案を行いたいと考えております。よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第13号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。 これより、質疑及び討論に入ります。

武田委員。

武田委員 一定のベースは決まったということでの解散というふうに考えていいと思うんですけれども、とはいえ、決して以後、何も動かないとか、そういうことではなくということですか。

教育長職務代理者 この条例を廃止するというのが、図書館の整備計画自体……

武田委員 固まりましたという報告なのか、それとも、ある一定の考え方の大枠が決まったのでということなのか。今後、流動的な部分というのはないのかあるのか。

教育長職務代理者 社会教育課長。

社会教育課長 図書館整備計画審議会につきましては、図書館に関して専門的な仕事に携わっている方からのご意見をいただく中で、基本的な松戸市の図書館のあるべき姿について、計画案としてご意見をいただいたところでございまして、その答申に基づいて、昨年、松戸市図書館整備計画を策定いたしました。

今後につきましては、今回策定した計画案をベースに、具体的にどうしていくか、もっと さらに細部について具現化していくことになりますので、それは今度、内部でまた検討・協 議するとともに、また、市民の方にいろんなご意見をいただく中で進めていくようになるか と思っております。

以上でございます。

教育長職務代理者 よろしいですか。

武田委員 はい。

教育長職務代理者 そのほか。

行政組織的には、これをつくったものは、役割を終えたら、このようにして廃止する条例 を新たにつくるというのが必要なことだということという理解でいいですか。

図書館計画自体のスピードに何か影響があったのかというのが、私、先ほどの武田委員の 質問の趣旨かと思ったんですが、そういうことではないということですね。

社会教育課長。

社会教育課長 図書館整備計画がこれで終わってしまったとかいうことではなくて、そのまず 布石になるものを、ベースになるものをちょっと、専門家の方のご意見をいただいたという ところでございます。今後につきましても、今回携わっていただいた専門の委員から、必要 に応じてアドバイザー的に、ご意見はいただいていこうかというふうには考えております。 決して、これで終わってしまうとか、そういうことではなく、ここから新たなスタートというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 わかりました。

武田委員。

武田委員 その審議会で決められた概要というか、そういうことというのは、どこかで見ることというのはできるんですかね。ホームページとか、そういった形で。

教育長職務代理者 社会教育課長。

社会教育課長 図書館整備審議会の会議内容は、ホームページに会議録を載せております。また、計画自体もホームページに掲載しておりますので、そういったところでごらんいただけるようにしております。

武田委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 そのほか、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 ないようでございますので、それでは、議案第13号について、質疑及び討論を終結といたします。

そして、議案第13号を採決いたします。

議案第13号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。 (「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第13号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第14号

教育長職務代理者 続きまして、議案第14号「松戸市文化財審議会に対する諮問について」を 議題といたします。

では、ご説明を願いたします。

社会教育課長、お願いします。

社会教育課長 では、議案第14号「松戸市文化財審議会に対する諮問について」ご説明いたします。

松戸市文化財の保護に関する条例第4条第3項の規定に基づき、別紙のとおり、松戸市文 化財審議会に諮問するものでございます。

提案理由は、松龍寺山門を松戸市指定文化財に指定するに当たり、その適否について、松 戸市文化財審議会に諮問するためでございます。

文化財の指定につきましては、松戸市文化財の保護に関する条例第4条第1項の規定に、 市内に存在する文化財のうち重要なものを松戸市指定文化財に指定することができると規定 されており、また、同条3項に、文化財に指定するには、あらかじめ松戸市文化財審議会に 諮問しなければならないと規定されております。

それでは、今回の議案についてご説明いたします。

初めに、松龍寺についてご説明いたします。

松龍寺は小金の東漸寺を本寺とする浄土宗の寺院で、徳川家康に仕えた旗本の高木正次により建立されました。当初、松戸市小山に建立されましたが、火災を受け、松戸市松戸の現在地へ移設されております。場所的なものですが、松戸神社の南、約100メートルぐらいのところにございまして、松龍寺の敷地はJRの線路に面している場所となっております。

この松龍寺は、江戸徳川家と強い結びつきがあり、徳川家第8代将軍吉宗、第11代将軍家 斉、第12代将軍家慶が御鹿狩りの際に、御小休所、すなわち休憩所として来訪したという記 録がございます。また、山門の門扉にも、徳川家の家紋であります三つ葉葵の装飾が施され ております。たび重なる火災に見舞われましたこと及び、常磐線の開通に際して寺の敷地が 縮小されたこともあり、江戸時代から残る建造物は山門のみとなっております。

本議案の山門でございますが、正式な建立年代は明らかでございませんが、細部の様式手 法から、江戸時代後期18世紀後半の建築であると推測されております。また、山門の背側に は棟札があり、昭和36年8月の山門修理の記録が記されております。

本日配付いたしました参考資料内に名称がございますが、平成26年に行いました実測調査では、破風・茅負・裏甲より上の軒廻り、懸魚及び門扉以外の部材が建築当初のものであることが判明しております。山門であることから、見学も可能であり、市内に存在する建造物では、江戸時代後期の手法を残すものとして価値が高く、貴重なものとなっております。

以上の理由から、松龍寺山門を松戸市指定文化財に指定するため、松戸市文化財審議会の 諮問についてお諮りするものでございます。 よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第14号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

追加資料もきょう配られていますね。私たちに事前にいただいたもののほか、追加参考資料ということで、建築用語解説ということで、この文中の指定理由の36ページのところ等に出てくる言葉について解説をされております。どれぐらいぱっと理解できるかは、これを参考に、また意見をいただければというふうに思っています。

これより、質疑及び討論に入ります。

坂川に面したところですね。

社会教育課長 坂川とJRの間に挟まれたところということです。

教育長職務代理者 細長く参道がありますね。市民の方が普通に見られるものを、これを松戸 市の文化財として検討していただますように諮問するということでございます。本堂は新し いけれども、山門は江戸時代後期の手法を残したものと。

風雨にさらされていますけれども、立派な、私も詳細な記憶はありませんけれども、前は 何回も通っています。何かありますか。

松田委員。

松田委員 基本的、初歩的なところで、松戸市指定文化財に指定されると、どういうメリット があるのか教えていただけますか。

教育長職務代理者 社会教育課長。

社会教育課長 まず、文化財のメリットというか、それは後世に残していくものとして位置づけられたということが、大きな部分に当たるかと思います。やはり時代、時代で変わっていくものの中で、歴史ある、そして、その当時を代表するものとして指定したということが、大きな意義があると思いますが、それ以外に、例えば修繕だとか、そういったときに、必要に応じて、場合によっては助成をするであるとか、それから、文化財の保全していただくことについて、毎年奨励金というか、そういったものをお出ししているという形になります。以上でございます。

教育長職務代理者 松田委員、引き続いて。

松田委員 文化財に指定された場合に、何か表示板とか、そういうのは出されるんですか。皆 さんに知っていただく機会というのは、どんなふうなものがあるのかなと思ったんですが。

教育長職務代理者 社会教育課長。

社会教育課長 文化財に指定された場合は、そこに文化財としての標柱を立てたり、または説

明板を立てたり、それから、松戸市の文化財マップというのがございまして、そういったものに掲載して、市民の方に普及啓発を図る。また、文化財に関するホームページがございますので、そちらのほうにも掲載させていただきたいと思っております。

以上でございます。

教育長職務代理者 伊藤委員。

伊藤委員 私も似たようなことをお聞きしたかったんですけれども、ちょっと別の視点で、もし文化財に指定されると、見学者サイドから見て、アプローチが制約されるとか、今までできたことができなくなるとか、何かそういうような制約は生じるんでしょうか。つまり、勝手にさわっちゃいけなくなるとか、そんなようなことなんですけれども。

教育長職務代理者 社会教育課長。

社会教育課長 基本的に、今回の案件もそうですが、個人所有のものになりますので、その判断は所有者さんの判断という形になります。ただ、所有者からしますと、それを勝手に修復したりすることができなくなります。やはり、文化財に指定されているものを勝手に形態または物を新しくしてしまいますと、本来の価値を損なう場合もございますので、市指定文化財であれば市に、県のものであれば県に、国の重要文化財であれば国に必ず届け出をして、許可を得てから修復とか、そういったような形になります。

伊藤委員 そういう意味でいうと、前にお話があった松戸神社の絵ですか、あれとは非常に対照的に、山門ですから全く、今のところ、さわることも自由ですね。そういう観点からいうと、今までは余り、そんなに価値のあるものだというのを知らずに見ていた人たちが、そういう文化財なんだということが表示されれば、それがわかるわけですよね。そういうことからいうと、勝手にいじっちゃいけないなとか、さわってはいけないなというような気持ちにはなると思うんですが、そういう不心得者から守るために、何か柵をするというわけにはいかないでしょうけれども、それも全くこのお寺のほうに任せているという、そういう感じになるんでしょうか。

教育長職務代理者 社会教育課長。

社会教育課長 やはりそこら辺につきましては、今回であればお寺さんに、やはり社寺仏閣に関しては、仏像の類いについては保管してある、奥にしまってあるものが多うございますが、やはり建造物となりますと、そこに寄るなとか、なかなかそういうわけにもいきませんので、本来の用途にお使いいただく中で、やはり極力保全していただくという形になるかと思います。

伊藤委員 しようがないですね。わかりました。

教育長職務代理者 そうですね、門ですからね。柵で囲っちゃうと中へ入れませんから。具体 的には今までどおりでいくので、でも、標柱は立てることに、恐らくなるだろうということ ですね。それはまた、お寺と相談の上でということですか。

社会教育課長 はい。

教育長職務代理者 武田委員。

武田委員 今のをお聞きしていると、もしかすると、本当は選定するに値するにもかかわらず、 そういうちょっと、いろいろなことが面倒だなと思って、お断りになるというパターンは、 以前あったんですか。

教育長職務代理者 このケースじゃなくて、何かそういう例があるかどうかということですか。 社会教育課長。

社会教育課長 文化財の指定に当たりましては、あくまでも所有者の同意というものが必要となりますので、過去にはやはり、いろいろと手続面で、一々届け出とか必要なのは嫌だということで、お断りになったという方もいらっしゃいます。

教育長職務代理者 そのほか、よろしいでしょうか。

それでは、またこれも、文化財の審議会のほうに諮問するということで、また結論はいた だけるものと思います。

ほかにないようでございますので、これをもちまして、質疑及び討論は終結といたします。 これより、議案第14号を採決いたします。

議案第14号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。 (「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第14号は原案どおり決定いたしました。

◎その他

教育長職務代理者 本日予定していた議題は以上でございます。

その他に移ります。

その他、事務局から……

教育長 じゃ、私のほうからでいいですか。

教育長職務代理者 ちょっと待ちましょう。入れかわりがありますね。

企画課長。

教育企画課長 事務局から、これから2点ほど報告がございます。

主たる説明を予定していたのは、学校教育部長、学務課長なんですが、別件で今、対応中でございまして、いかがいたしましょうか。

教育長 1つは私から報告します。配付資料予定があります。

教育長職務代理者 2つとか、どっちとか、さっぱりわかりませんが。

教育長 じゃ、それは配ってください。それについては私のほうから、もう1個は待ってということになるね。

教育企画課長 では、旭町小学校の報告をこれから行って、休憩を入れるという形……

教育長 それでもいいです。

教育企画課長 では、それでよろしくお願いします。

教育長職務代理者 それでは、その他の中の報告として、教育長が担当部長にかわってお話を されますが、この表題でよろしいですね。旭町小学校におけるチラシ配付に関する件につい てということでございます。それでは、ご説明をお願いいたします。

教育長 さっと目を通してください。新聞にも丁寧に載りましたので、概略については皆様お わかりだと思いますが、改めてご報告をさせていただきます。

まず、概要と申しますか、経緯についてですけれども、4月13日の水曜日に、入学式の翌日なんですけれども、新日本婦人の会発行のチラシが1年生3クラスの全ての家庭に、子供を通じて配付するに至りました。新日本婦人の会からは、事前、と申しますのは、3月の下旬及び入学式の直前に二度ほど学校に、校門付近でチラシを配付したいということで、了解していただきたいと問い合わせがあったそうです。

学校はふだんから、以前の交通事故のこともありまして、その防止等、子供の安全確保を優先しておりますので、校門付近での配付行為等については全て断るという体制をとっていることから、この件に対しても、認めることはできませんと一旦断っております。しかし、どうしても配付できないかとの再度の依頼があり、学校では一旦配付物を預かり、管理職がその内容を確認した上で判断し、配付に至った次第でございます。

その後、配付したチラシの一部に、政治的中立性に欠く内容が記載されているのではないかと不審を抱いた保護者から、議員さんを通じて市教委に問い合わせがあり、それとともに、 6項目にわたる緊急要求をいただきました。

市教委としましては、学校への事実確認等を行った中で、政治的中立性を損なう危険性の

ある、また、その疑いのある内容についてチェックが甘かったこと、もう一つは、子供を通 してそのチラシを家庭に配付してしまったことについて、学校側に過失があると判断しまし た。

政治的な意図はなくて、意識的な行為でもないことから、身分上の懲戒処分の対象ではなく、服務監督者の主としての職務の遂行上の厳重注意処分が妥当であると判断しました。その上で、次の内容の対応及び指導を行うものとしました。

まず、この件での現在、今行っている教育委員会会議での報告、これが一つ、それから、 先日5月2日の校長会議での報告及び校長への指導、それから、6日の教頭会議での報告及 び教頭への指導でございます。

次に、一部保護者の皆さんに強い怒りと不信感を抱かせてしまっていることから、1年生保護者に対しての説明責任を果たすために、保護者宛て文書を作成して、説明とおわびを行いました。

次に、徹底した防止策の策定に関しましてですけれども、この件について、学校だけの責任とは判断せずに、教育委員会としましても、一緒に再発防止に取り組むこととしております。

まず、学校には、各種団体からの配付物の依頼が、ここのところずっと多いわけですけれども、その取り扱いに慎重かつ適切に対応できるように、依頼の窓口を教育委員会でも協力してやっていけないかとか、連絡箱の管理の徹底を図るなど、学校におけるチラシ等の配付に関する対応マニュアルを策定することとしております。また、指導体制を強化して再発を防止するために、該当の校長、教頭に対しての厳重注意、先ほども述べましたけれども、校長会、教頭会への指導、そして、市内小・中学校への文書による注意喚起も行っております。最後に、学校が混乱したことから、新日本婦人の会に対する抗議を私のほうからするものとしております。

なお、他校における同様の事態の発生状況調査では、旭町小学校以外では、学校が直接した事案はありません。加えて、校門付近で配付したことが確認できた学校は、小学校2校、中学校1校でございます。新聞では10校に依頼があったというふうにありますけれども、私たちの調査では、それはありません。

そのほかとしまして、新聞社からは6日に、産経、読売、千葉日報、その3社から問い合わせがありまして、事実の確認、これまでの市教委の対応、指導等について伝えてあります。 それが丁寧に新聞記事として載っている。その翌日、新聞に載った日に、さらに共同通信か らも、内容の確認ということでの取材がございました。それは恐らくヤフーとか、ネット上 の記事となっていると思います。

以上、一通りの経緯と結果をご報告させていただきました。

教育長職務代理者 ありがとうございました。

報告事項でございますのですが、慣例として、この教育委員会会議では、報告事項についてもご意見をいただくこともあります。せっかくの機会ですので、お感じになることがあれば、ご質問も含めてですね。わかる範囲で、ちょっと担当部長が別件で、今、どうしてもということでいらっしゃいませんから。

伊藤委員。

- **伊藤委員** 今回の学校側の対応は、私も不思議に思うんですけれども、特に外部からのそのようなペーパーを子供に配付してくれというときに、普通ならそれを配付しようとはしないのかなという感じがするんですけれどもね。
- **教育長職務代理者** そうですね。ちょっと、この後また、わかる範囲で教育長にもお聞きしたいと思いますけれども、私の経験だと、ずっと子供向けのイベントを青年会議所でやっているときには、各学校に直接持ち込みで配付をしてもらっているんです。サマーナイトウオークなんてやっていたんですけれども、そのときには校長会にご挨拶に行って、こういうのを配らせていただきます、よろしくお願いしますみたいなことを話を、何か少し通してからやったような記憶はあります。

ですから、ケース・バイ・ケースだし、もしかしたら地域のイベントとかお祭りとか、これまた、一律どこかに窓口を設けるということになると、とてもとてもこれはやり切れない、 今度は地域とのつながりの問題もあるので、難しいところですよね。それが、じゃ、外部からあるかなしかといったら、多分、結構あるんだと想像します。

伊藤委員 やっぱり結構、そんなに学校にあるんですか。

ただそういう、今おっしゃったような子供が参加するイベントの開催とか、そういうスポーツをやりますとかというのは、確かにあるのかなという気がしますけれども、その辺のときに、そういう政治的中立性とか、そういったものを損なうようなものが含まれているかどうかというのは、確かに見れば一目瞭然でわかるわけですから、何かちょっと不思議な感じがしたんですけれどもね。

教育長職務代理者 一目瞭然でいうと、今回のものについては、情報提供が片面にあって、も う片面に政治的主張が入っているのではないかということ、ただ、団体名だと、私なんかは わからないです。

伊藤委員 団体名だけではね。

教育長職務代理者 団体名だけで、わかっている人は多分、よくわかっているんだと思います。 伊藤委員 特に今回の、この名前だけではわからないですよね。

教育長職務代理者 わからないですね。文中を読めばというところで、それを見落としたとい うものは確かに大きな問題だし。ただ、どれぐらいの数……

松田委員 政党名とかはあったんですか。

教育長 政党名。いや、ないです。

松田委員 そういうのはないですね。

伊藤委員 今後の方針としては、今回のような配付の要請が珍しいものではなかったということで、これからも依然としていろんなものがあるとすると、学校側の対応としては今後どういうふうにするのか、一律お断りするのか……

教育長 いや、そういうわけにはいきません。

例えば、4月、5月の校長会議とか教頭会議がありました。その前段で、いろんな団体さんとか、行政からもなんですけれども、私たち市教委からの指導の前の時間帯に、いろんな団体さんからの校長会とか教頭会への、いろんな要請の説明があります。一つの団体さんに大体二、三分で抑えてもらっているんですが、それでも20分ぐらいかかるくらい、それぞれ団体さんからいろんな申し出があって、いろんな配付物の要請があったり、いろんなお願いがあったりします。あるいは、下4階に、各学校への配付物を受け付ける箱があるんですが、いつもあそこがいっぱいになっているという状況で、例えばポスターの依頼ですとか、作文の依頼ですとか、あるいはいろんなお願い文書、とにかくそういう配付物はたくさん、しかも、今回の場合は入学式ですので、子供たちに配るものというのは、業者も含めていろんなものがあったかと、それは予想されますが、ミスはミスですので、私たちのほうでは指導は厳しくさせていただいたということでございます。

恐らく、伊藤委員の想像以上に文書はあると思います。それが多くなり過ぎて、チェックが甘くなるという可能性が出てきていますので、私たちのほうも協力して、その辺のチェック体制をどうやってマニュアルにするかということを学校教育部では始める予定です。

伊藤委員 じゃ、依然として今後も引き続き、もう少し内容をきちんと見て判断して、いいと 思ったら、配付するし、お断りするものは断るという形で。

教育長 ですから、例えば、わかりやすくするためには、先ほど代理者からあったように、普

通の手続は校長会の理事会なりに申し出て、許可をもらって下のボックスに入れる、あるいは各学校に持っていくという、そういうスタイルが普通なんです。であれば、チェック体制はちゃんとできているんですけれども、それ以外に、今回のように、学校に直接に持っていったりする場合が出てきているわけです。あるいは、郵送で直接送っちゃうとか。

伊藤委員 そうでしょうね。

教育長 そういうものに対しての受け付け方をどうするかというのは、一つのやり方ですね。 伊藤委員 まだじゃ、これから……

教育長 はい。

伊藤委員 わかりました。

教育長職務代理者 議事録、大丈夫ですか、名前言っていませんが。よろしいですか。

重要な論点が幾つかあると思います。私が危惧するのは、学校現場が地域活動に関係することで萎縮をしてしまって、判断を常に教育委員会がしなければならない状況になるというのは、全体としてよくないことだと私は思っております。だから、今回のことを一つの契機として、十分に再発防止はするにしても、やっぱり地域とのつながりとかというようなことになると、全市的にやるものは、先ほどのように校長会を通してということでいいんだろうと思うんですけれども、そういうことをルーチンとするというのも一つの方法だとは思いますけれども、学校現場がこれで、また動きがとれにくくなる、判断できなくなるというのは、これは少し目的から外れてくるような気もしますので、そうならないような明確な、マニュアルになるんでしょうか、手順なんでしょうか、そういったことになるんでしょうか。あるいは、どうですか、ご経験者として、松田委員、何か。

松田委員 学校は、伊藤委員おっしゃいましたけれども、簡単に分別できるのではないかと思われそうですが、実は本当にたくさんのチラシがきます。保護者から、地域から、行政からまたはその地域の営業に関するようなことなど、たくさんの依頼が、校長に来ることもあるし、教頭に来ることもあるし、あるいは学級担任に来ることもあるし、あるいは部活動の顧問に来ることもあります。それを精査するというのは、その先生方の感度に頼らざるを得ない、非常に難しい面があると思います。ですから、場合によったら、ゼロか1かというような判断に出なければいけないかもしれない。その辺をどういうふうにマニュアルで書くことができるのか、それは非常に大きな課題ではないかと思います。

今回の処置が、厳重注意ということで、恐らくは管理職の感度が鈍過ぎたということに対 しての注意なんだろうと思います。しかし、今後これが前例になるのか、あるいは同じよう に、政党名などのない隠された政治的中立性に抵触するような文面というものについて、判断を誤った管理職に対して、地方公務員法に抵触する判断があったから処分するということを示すという意味をもたせるのか、非常に大きな問題であって、慎重に扱っていかなければいけない問題なんじゃないかなと感じています。簡単にはできないということを、強く申し上げたいと思います。

教育長職務代理者 武田委員、よろしいですか。

武田委員 はい。

教育長職務代理者 報告事項でございますので、こういったことがあったということと、そういう厳重注意を行ったというようなこと、それから再発防止について取り組むといったことでございますので。

非常に難しい問題ですけれども、私の私見で、ちょっと全然論点は違うんですけれども、18歳選挙権になって、どう、社会の形成者としての市民としての能力を高めていくかということですね。これに向けてのいろんな取り組みというのも、今後また、いろんな工夫もされていくことだろうと思います。現実、高校3年生の中には、18歳になって選挙権を持つという生徒が出てくるわけで、これは義務教育ではないですけれどもね、高校生は。ただ、やっぱりそういう政治的なアンテナをどう、きちんと自分なりの考えをまとめていくかという、今度は積極的な政治リテラシーというか、教育をやっていく必要が一方であると思って、私は教育委員になる前に、公開討論会というものを開く活動をしておりましたので、全ての候補者の方にお声をかけ、集まってきていただいた方の意見を聞くというのを選挙投票前に行う、選挙期間中であったり、期間前に行うというようなことをやっていました。そうしたら、教育委員になるときに、その当時の企画課長の立場の方から、それはちょっとお控えいただきたいと。えっ、これは政治運動じゃありませんよというようなことを申し上げた記憶があります。実際、その後は、表に立つことはしませんけれども、壇上でコーディネーターみたいなことをしたこともあります。市長選だったかな。県知事選についてもやりましたし。

そういったことからいくと、やっぱり政治的な問題というのは大変難しい、難しいけれど も、適切に今度は、諸外国の例なんか見ると、そういった教育も積極的に行っている、積極 的に行うというよりも、どういうふうに自分の考えを今度表現していくかということを、社 会の授業等でやっていくという国もあるやに、近時報道で出ております。

いろんな問題を含んだ今回のことだとも思いますので、ぜひ、私の意見とすると、現場が 余り縮こまらないような、かつ適切な対応ができるような仕組みというのは、大変難しいで すけれども、何とか教育委員会として答えを出していただきたいなというふうに思っております。

勝手なことを言いました。すみません。

- 松田委員 ちょっと関係ない話になってしまうかもしれませんが、今度、18歳の投票権に関しては、高校3年生の立場が物すごく割れてくるわけですよね。つまり、高校3年生には18歳と17歳がいますので、候補者に対してもそうですけれども、政党の中心テーマ、そういったものを、例えばLINEで交換し合うというようなことがあった場合、18歳と17歳では大変な扱いに違いが生じてしまう。生徒に、何かしなきゃ、注意をしなければいけないようなことが出てくるかもしれないということで、非常に学校が難しい立場になってくるということは、私たち、含んでおかなければいけないという気はしますね。
- **教育長職務代理者** そうですね。市立高校もありますので、直接、また、そういったこともちゃんと目配りした中での、今後のこの処置については適切にやっていくと、やっぱりミスはミスということでございました。
- **教育長** そうですね。ですから、そういう教育内容に関しての問題と、今回は管理職としての 仕事上のミスということですから、教育内容に関しての議論になると、またいろいろ難しい ところが出てきますので、今のご意見を参考にして、また進めていきたいと思います。

教育長職務代理者 それでは……

教育長 それでは、もう一つのほうは、部長からお願いします。

学校教育部長 それでは、六実第三小学校等に対する爆破予告の件につきまして、ご説明をさせていただきたいと思います。

今、3時半より、この件で記者会見を行ってまいりました。まず、経過でございますが、 一番最初は5月2日月曜日に、市の代表メールのほうに、爆破予告がありますよというよう な趣旨の市民の方からの情報提供がございました。さらに3日には、本人と思われる方から、 六実第三小学校と、あとは個人のお宅に小型爆弾を仕掛けましたというような内容の予告メ ールがございました。それを受けまして、市教委としましては、六実第三小学校と連携をと りながら、子供たちの安全を第一としまして、対応を図ってまいりました。

具体的には、5月10日の午後3時34分に爆破するという予告でございましたので、昨日10日については休校といたしました。そして、本日から登校をしているわけですが、その間また、5月9日の夕方ですけれども、ネット上の掲示板に、5月10日の爆破から、5月10日から20日までの同じ時間帯に爆破するというふうに変更したよという内容の書き込みがござま

したので、それを踏まえて、また学校と対応をとってきたわけですが、5月10日の予告については、ご存じのように、何もなく経過することができました。引き続き、当該校である六実三小のほうでは安全対応をしているところですが、また、警察による不審物の捜査等もいただいているところです。さらには、町会等のご協力を得て、その時間帯も含めまして、70名から80名態勢でパトロールのご協力をいただいているところでございます。

今後は、20日までということになりましたので、警察からのご指導もいただきながら、こういうケースの場合には、特別な対応をすると、余計エスカレートする部分があるので、その辺も含めて対応してくださいというアドバイスをいただきましたので、できるだけカリキュラムを変えないような方向で進めてまいりますが、一応念のために、3時34分の段階では極力子供たちは学校にはいさせない方向で、5時間でカットをして、一斉下校を図る予定でございます。

ただ、予定されている授業につきましては、5・6年生が4時間、そして、4年生が2時間のカットで済むということでございます。一応そういう形で、教育活動に支障がないような範囲で、でも、生徒の安全を第一に教育活動を進めていこうという段階で、今進めている状況にございます。ただ、5月21日には運動会も予定されておりますので、それも今のところ、予定どおりに実施をする計画で進めているところでございます。

以上です。

教育長職務代理者 ご報告でございました。

大変卑劣な話で憤りを覚えます。

いいですか、確認。警察とよく連携をとりながらということで、一刻も早く犯人が捕まる のが一番よいことかもしれません。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 じゃ、報告、その他2つ目は以上でございます。

それ以外、委員の皆さんから何かありますでしょうか。

それでは、以上でございます。

議事進行を教育長にお戻しいたします。

教育長 ありがとうございました。

それでは、次回の教育委員会会議の日程について、よろしいですか。

事務局、お願いします。

教育企画課長 平成28年6月定例会でございますが、平成28年6月2日木曜日午前10時より、

こちら5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。

教育長 よろしいでしょうか。皆さん、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、確認いたします。

平成28年6月定例教育委員会会議は、28年6月2日木曜日午前10時より、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

教育長 以上をもちまして、平成28年5月定例教育委員会会議を閉会いたします。 お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午後 4時20分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員